



●新春恒例の 新年会 を開催しました

黒埼商工会では、1月24日(水)午後6時から板井の「茂助」を会場に新年会を開催しました。

当日は吹雪の中、来賓、会員等78名が参加しました。

最初に横山商工会長が新年の挨拶を行い、続いて笠原西区長、日本政策金融公庫新潟支店の田澤支店長より来賓の祝辞を頂きました。出席した来賓紹介の後、新会員から自己紹介して頂き、地元金融団を代表して新潟信用金庫大野支店の上野支店長の乾杯の発声で宴会に入りました。

参加者は懇親を深め、午後8時に西区農政商工課の鈴木課長が中締めを行い、閉会しました。



●大野商店街をもっともっと元気にする！！ NAMARA 江口 歩 講演会のご案内

黒埼商工会と大野町商店街活性化ワーキングチームは、西区役所の協力で、「大野町商店街を元気に」というテーマで、新潟お笑い集団 NAMARA代表の江口歩氏の講演会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

日時 平成30年2月26日(月) 午後5時30分～7時

会場 黒埼商工会館 2階研修室

※講演会終了後、懇親会を大野町「初音家」で開催します。(希望制、懇親会費5,000円)

申込み 2月20日までに商工会へお申込み下さい。 ※詳しくは別紙チラシをご覧ください。



●黒埼商工会 商品券 取扱店を募集しています

黒埼商工会では商工貯蓄共済満期更新の特典として「黒埼商工会 商品券」を契約者に進呈しています。この商品券が使用できる取扱店を現在も募集しています。取扱店申込みについての詳しい内容は黒埼商工会事務局までお問合せ下さい。

●決算・申告個別相談会のご案内

所得税・消費税の確定申告が始まります。所得税については3月15日(木)、個人事業者の消費税については4月2日(月)が申告期限となっております。確定申告の準備、申告はお早目にお願います。商工会では、講師をお迎えして個別相談会を開催します。正しく申告いただくため、この機会をご利用下さい。

日時 2月21日(水)、28日(水)午前10時～午後3時(正午～午後1時除く)
3月 7日(水)、14日(水) //

会場 黒埼商工会 相談室

講師 公認会計士 中山 幸夫 氏

※予約制で実施いたしますので、相談希望の方は予め事務局にお申込みください。



●確定申告時における本人確認(マイナンバー)について

個人事業主等が確定申告書を税務署に提出する場合、窓口でマイナンバー(本人分)の本人確認が行われます。

※本人が申告書等を窓口で提出する場合、「マイナンバーカード」又は「通知カードと運転免許証等」を持参する必要が有ります。

※代理者が提出する場合・郵送で提出する場合、「マイナンバーカードの表、裏のコピー」又は「通知カードと運転免許証等のコピー」を添付する必要が有ります。

裏面もご覧下さい

●年末大売出しの抽選を行いました

商業部会では、年末大売出しを加盟店24店で12月10日から31日にかけて実施しました。

売出し期間中、500円の買い物、サービス利用で応募券をお客様に呈呈。お客様は応募券に住所、氏名等を記入し、加盟店に設置した応募箱に投函しました。7,781枚の応募が有り、1月10日に抽選を行いました。加盟店で使用できる商品券5,000円分を10本、2,000円分を50本抽選し、当選者には商品券を発送しました。



●<新潟県新潟労働相談所からのお知らせ>

○労働者、事業主を問わず、労働に関する問題でお困りの方は、
労働相談専用電話 0250-23-6110へお電話ください。
(相談は無料・秘密は固く守られます)

○来場相談をご希望の方は、下記の所在地にお越しください。
新潟市秋葉区新津4524-1 新潟地域振興局1階(企画振興部労政課内)
JR新津駅から徒歩約20分、無料駐車場あり

○相談内容:
(労働者側)「賃金・残業代が支払われない」「突然解雇を告げられた」「退職を認めてくれない」など
(事業主側)「対応に困っている社員がいる」「初めて組合から団体交渉を申し込まれた」など



○相談時間 月曜～金曜(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分
第三日曜 午後1時～午後5時15分(電話相談のみ)

●「業務改善助成金」について(厚生労働省制度)

業務改善助成金とは、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの一部を助成する制度です。制度の拡充により、事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場が助成対象となります。(助成金の上限50万円～200万円 生産要件を満たした場合には、助成率が加算されます。)

※詳しくは別紙チラシまたは厚生労働省のホームページをご覧ください。

URL <http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>

●有期雇用労働者等に関する特別措置法について

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたとき(平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象)は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換するルールが有り、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者についてもその適用となりますが、有期雇用特別措置法により、適切な雇用管理に関する計画を作成し、労働局長の認定を受けた場合、継続雇用の高齢者について無期転換申込権が発生しない特例が有ります。(特例を適用させるには労働局に認定申請を行う必要があります。認定に係る審査には一定期間を要します。)

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

URL <http://muki.mhlw.go.jp/news/20171017.html>